平成３０年（フ）第１４７号
京都府八幡市欽明台東５番地１　Ｅ―708号
債務者　金沢　英男
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐竹　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
和歌山県橋本市高野口町小田15番地　106号
債務者　溝端　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
岐阜県多治見市喜多町１丁目92番地の１　エスポワール97―102
債務者　髙橋　豊水
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第２５９号
大阪府吹田市五月が丘南３番１―103号
債務者　早速　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　文男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８４号
熊本県上天草市大矢野町中887番地37
債務者　上原　敬愼
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８５号
熊本県上天草市大矢野町中887番地37
債務者　上原　順子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０５９号
名古屋市中川区長良町１丁目42番地の１、従前の住所愛知県刈谷市小山町３丁目１番地15ビアン小山102号
債務者　ＣＨＩＣこと　金丸　朋恵
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　信彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第６０号
函館市美原５丁目29番７号
債務者　高田　桂子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６１号
函館市中道１丁目31番14号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６２号
函館市高盛町36番６号　今ハウス２階　右号室
債務者　能戸　大樹
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
宮城県石巻市中里２丁目11番18号　はうす・ひろＡ棟、前住所宮城県石巻市中里１丁目１番21号　グランドハイツ中里202号
債務者　阿部　美絵
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
山形市十日町３丁目４番14号
債務者　松山好子こと　関　　暎純
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８号
山形市鈴川町３丁目17番17―523号　県営鈴川第二アパート５
債務者　稲毛　正盛
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
山形市大字下東山309番地
債務者　石山美香子（旧姓會田）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６号
山形県東根市一本木３丁目１番21号
債務者　佐藤　真弓（旧姓井戸）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
北海道標津郡中標津町字当幌1323番地３
債務者　齋藤　一也
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第５３４号
相模原市緑区橋本７丁目11番28号　メゾネット加藤
債務者　春田　重信
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部